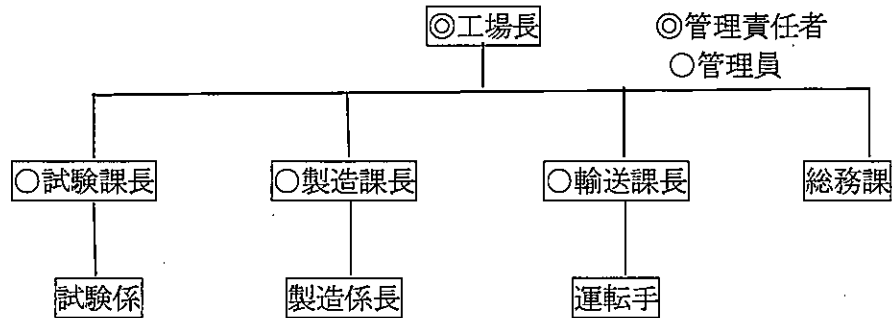


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年4月8日	
和歌山県知事	殿
提出者 〒649-232/ 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町保呂1 氏 名 口熊野生コンクリート製造有限会社 代表取締役社長 山崎 久義 電話番号 0739-45-1533	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	口熊野生コンクリート製造有限会社
事業場の所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町保呂1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	2122 生コンクリート製造業
② 事業の規模	製品出荷額 450,000,000 円 (前年度実績)
③ 従業員数	17名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	残コン・戻りコン→固形化後破碎→処理業者委託 スラッジ水→加圧脱水処理→汚泥→処理業者委託 コンクリート殻→処理業者委託 上澄水→練り混ぜ水・アジテータ車ドラム内洗浄水に使用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和6年度）実績】（別紙の通り）

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
排出量	1046.90 t	760.02 t

(これまでに実施した取組)

顧客との連携を緻密にし、余剰な生コンクリートの発生を抑制するとともに、産廃処理業者に処理を委託し、再生利用することで廃棄物の減量化を図る。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
排出量	1000 t	600 t

(今後実施する予定の取組)

これまで実施した取り組みを継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

コンクリートくず・汚泥に分別し、産廃処理業者に引き渡すまで所定の場所に保管している。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

コンクリートくず・汚泥に分別し、産廃処理業者に引き渡すまで所定の場所に保管する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】（別紙の通り）		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も、自ら再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】（別紙の通り）		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も、自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】（別紙の通り）		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は、海洋投棄処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も、自ら埋立処分又は、海洋投棄処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】（別紙の通り）		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	全 処 理 委 託 量	1046.90 t	760.02 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1046.90 t	760.02 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 依託基準を遵守出来る中間処理業者を選定し依託している。 マニフェストにより、廃棄物の処理を確認している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	全処理委託量	1000 t	600 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1000 t	600 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みを継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。